

姫路市立北部学校給食センター運営等業務の次期契約に関するサウンディング型市場調査実施要領

1 調査の目的等

姫路市（以下「本市」という。）の姫路市立北部学校給食センターについては、DBO方式で平成27年度に契約し、設計施工期間（平成27年度～平成29年度）の後、平成29年10月1日から令和9年7月31日までの運營業務及び維持管理業務委託契約し運営しています。

本市では、当該契約終期が近づいていることから、次期契約について検討を行っておりますが本市にとって最適な発注とするため、民間事業者の皆様のご意見やご提案をお伺いしたいと考えます。

そこで、民間事業者の皆様との対話を通し、参入意欲のほか、効果的・効率的な契約手法、契約までのスケジュール、想定される諸課題や解決方法を把握させていただき、次期契約の検討に生かすことを目的として、サウンディング型市場調査（以下「本調査」という。）を実施します。

2 本事業の概要

(1) 対象施設

姫路市立北部学校給食センター（姫路市西中島433番地9）

(2) 事業内容

ア 運營業務

イ 維持管理業務（保守点検等）

ウ 維持管理業務（修繕業務及び設備更新等業務）

※「別紙1 事業概要」参照

(3) 事業期間

令和9年8月～令和13年8月までを想定

(4) 事業開始までのスケジュール

令和8年 4月～7月 サウンディング型市場調査

令和8年度 下半期 本事業受託者決定

契約締結

令和9年 8月 業務開始

※注意 上記「2 本事業の概要」は、本調査の結果等により変更する可能性があります。（別紙1も同様です。）

3 本調査の対象者

事業の実施主体となり得る事業者

※ ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により入札参加資格の制限を受けている者
- (2) 参加申込書提出時点で、姫路市登録業者指名停止等措置要綱(昭和62年6月25日制定)第2条又は第3条により指名停止を受けている者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 暴力団(姫路市暴力団排除条例(平成24年姫路市条例第49号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(姫路市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)である者
- (5) 国税、県税、市税を滞納している者

4 本調査での対話内容

以下の内容等についてご意見等をお伺いします。下記5(3)により、事前のご回答をお願いします。

- (1) 本事業の契約について
 - ① 維持管理業務(修繕業務及び設備更新等業務)について
 - ② 運営業務及び維持管理業務(保守点検等)を別契約とすることについて
 - ③ 運営業務及び維持管理業務(保守点検等)を同一契約とすることについて
- (2) 施設や設備の修繕について
 - ① 維持管理業務(保守点検等)について
 - ② 維持管理業務(保守点検等)の修繕契約について
- (3) 本事業を受託した場合の準備期間について
 - ① 運営業務について
 - ② 維持管理業務(保守点検等)について
 - ③ 運営業務及び維持管理業務(保守点検等)について
- (4) 本事業での提案事項について
- (5) 留意すべき事項・リスクについて
- (6) その他

5 本調査のスケジュール、進め方

(1) スケジュール

実施要領の公表	令和8年4月24日（金）
参加申込み	令和8年4月24日（金）～5月14日（木）
対話日時等の連絡	令和8年5月18日（月）～19日（火）
対話の実施	令和8年5月25日（月）～29日（金）
本調査結果の概要の公表	令和8年6月下旬

(2) 参加申込み

本調査へ参加を希望される場合は、電子申請システムにて申請してください。

○電子申請システム（下記 URL か QR コードから申請してください。）

【申請期限】 令和8年5月14日（木）午後5時

<https://lgpos.task-asp.net/cu/282014/ea/residents/procedures/apply/558d55a2-28d6-4dd8-9aa0-6a4f1439cfc2/start>

※参加希望日及び時間帯を3か所入力してください。



(3) 対話内容に関する事前質問シートの提出

対話を希望する事業者は、「対話内容に関する事前質問シート」にご記入のうえ、送付期限までに下記「6 問合せ（送付）先」まで電子メールで提出してください。なお、電子メールの件名は「【〇〇】事前質問シートの送付」（〇〇は参加申込書に記載した事業者名）としてください。いただいた内容に基づき対話を実施します。

【提出期限】 令和8年5月14日（木）午後5時

(4) 対話日時等の連絡

参加申込の参加を希望する事業者に対して、実施日時及び場所等を電子メールにて連絡します。調整の結果、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

【本市からの連絡】 令和8年5月18日（月）～19日（火）

(5) 対話の実施

・事前に提出いただいた「対話内容に関する事前質問シート」に基づき、個別に非公開で実施いたします。

・参加のために追加資料を作成していただく必要はありませんが、資料をご用意いただく場合は、当日計7部ご用意ください。なお、資料の返却はいたしません。

【日時】 令和8年5月25日（月）～29日（金）のうち1日

【場所】 姫路市役所（予定）

【時間】 1時間程度

(6) 本調査結果の概要の公表

本調査の結果は概要としてとりまとめ、後日公表します。公表にあたっては、参加された事業者に内容を事前に確認します。また、参加された事業者の名称は公表しません。

(7) 留意事項

- ① 本調査は、本整備事業を検討するための予備的調査であり、事業内容や事業者を決定するものではありません。
そのため、その後の事業者公募の内容が、本調査で提案された内容を強く反映された内容であっても、当該提案を行った事業者が選定されるとは限りません。
- ② 本調査への参加実績は、事業者選定の際に優位性を持つものではありません。
- ③ 市と事業者双方の発言は、あくまでも本調査時点での想定のものとし、何らの約束をするものではありません。
- ④ 本調査への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。
- ⑤ 必要に応じて追加対話、文書照会及びアンケート等を実施させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。
- ⑥ 提出された書類は返却しません。また、調査結果の概要の公表や今後の本事業実施に向けた検討以外の目的で提出書類等を使用することはありません。
- ⑦ 本市が提供した資料は、本調査に関する検討以外の目的での使用を禁止します。

6 問合せ（送付）先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市教育委員会事務局学校教育課健康教育課（担当：苺山）

電話：079-221-2772

電子メール：kyo-kenkou@city.himeji.lg.jp